

一般媒介契約書(売却依頼書)

依頼者甲は、下表に表示するリゾート会員権売買の媒介を会員権取引業者または宅地建物取引業者乙に依頼します。この契約は他の会員権取引業者に重ねて依頼することができる契約形式です。なお、この媒介契約は、不動産共有制リゾート会員権の不動産部分取引においては、標準媒介約款に基づく契約です。

1、有効期間と契約解除

この媒介契約締結後3ヶ月とします。甲乙双方から事前に通告がない場合は、契約は自動的に更新されます。尚、

随時甲、乙の一方よりの通知をもって本契約は解除ができます。

2、甲の通知義務

一 甲はこの有効期間内に乙以外の会員権取引業者に重ねて媒介又は代理を依頼しようとするときは、乙に対通知して下さい。
二 甲は、この媒介契約の有効期間内に乙以外の会員権取引業者と媒介契約を締結したときは、乙にその旨を通知して下さい。

但し、甲がこれを成さないとしても罰則はありません。

3、違約金

甲が2、の通知をしなくても、甲は何ら責がなく違約金もありません。

4、売却希望金額変更の自由

甲は設定した売却金額をいつでも変更することができます。甲はその旨を乙に通知して下さい。

5、媒介に係る乙の業務

乙は、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて努力するとともに、次の業務を行います。

一 乙は、甲に対し、目的物件の媒介すべき価額又は評価額について意見を述べるときは、その根拠を明らかにして説明を行います。
二 乙は、目的物件の売買の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名押印させた上で、これを交付します。
三 乙は、甲に対し、登記、決算手続き等の目的物件の引渡しに係る事務の補助を行います。

6、指定流通機構への登録の有無 無

7、手数料とその受領

本媒介契約について、乙は、甲に何らかの手数料も請求しないものとする。ただし、第5条において甲の希望する売買契約が成立した場合は、乙は次の通り乙の定める会員権仲介手数料等を請求できるものとする。

- ①不動産仲介手数料 仲介価格の3%(税別)
②会員権仲介事務手数料及び名義変更申請手数料 一律10万円(税別)
③仲介手数料の受領の時期は甲への売買代金の受け渡し時とします。

8、協議

本媒介契約に定めのない事項については甲乙互いに誠意を持って協議の上で定めるものとする。

依頼する乙以外の取引業者(任意) ① _____ ② _____

Table with 2 columns: 会員権の特定 (会員権名, 会員番号) and 売却希望金額 (万円, 変更月日, 万円)

※注意

言葉巧みに『専任』媒介契約書を勧める業者もおります。これは売却の方を自社だけに拘束するもので、大変不自由です。契約をされた場合は、契約から3か月後に解約できます。(期間は自動更新されません。宅建業法で定められております。)

西暦20 年 月 日

依頼者(甲)

住所
氏名
電話番号
携帯電話

会員権取引業者(乙)

東京都知事(3)第82281号
東京都中央区日本橋3-3-12
リゾート・ステーション株式会社
代表取締役 太田健太郎
TEL03-3271-5233/
FAX03-3271-5270
フリーダイヤル 0120-66-9990



担当 _____